

令和 4 年
第 11 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和4年第11回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年11月25日（金）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和4年第11回立川市農業委員会総会

令和4年11月25日（金）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君
次長 奥野 武司 君
係長 熊谷 寛 君
主事 小林 史弥 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。

本日は、この天気の良い中、本当にお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

先日、農業祭も本当に天候にも恵まれて、3年ぶりの農業祭ということで、品評会、そしてあと宝船のほうも、今回は1そうということで、大変混み合うんじゃないかと、ちょっと心配したんですけれども、時間差で販売した関係で非常にスムーズにいったと思います。来年はぜひ、今度は飲食もできればと思います。

本日は、いろいろ議題がたくさんございます。まして前回の15日の現地調査も2班に分かれるぐらいの量でございましたので、今日は皆さんの御協力によりましてスムーズに進みますよう、よろしく願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまより令和4年第11回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は4番の小峰委員、5番の清水清史委員をお願いいたします。

なお、事務局より資料の訂正があるとのことで、御説明をお願いしたいと思います。

係長 皆さん、こんにちは。資料の差し替えについて御確認をお願いいたします。

総会議案第4号の追加がございまして、次第の差し替えが1点。また、総会議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についての6番、担当委員の訂正のために、こちらを差

し替えとさせていただきます。また、あわせまして、同じく第3号の略図ですが、3号の9以降の部分が、初めにお配りしたものが8の次が10となってしまっておりましたので、そちらの訂正のために差し替えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

訂正は以上ですが、お手元に追加資料としまして、全員協議会で協議していただくものですが、表彰の関係や買取申出についての資料、あと、地区割りのための検討されるための参考資料、野焼きについて、市内農業者向けの緊急支援金のパンフレットのコピーをつけさせていただきますので、御確認いただければと思います。

以上でございます。

議長 それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出が2件、（3）農地法第5条第1項第7号の規定による届出が1件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは初めに、報告事項（1）事務報告を行います。恐縮でございますが、着座の上、御報告申し上げます。

10月27日（木）から28日（金）、会長研究会が和歌山市で開催をされまして、会長に御参加をいただきました。

11月7日（月）、都市計画課の買取申出説明会が210会議室で開催をされました。後ほど全員協議会で買取申出の状況を都市計画課の担当より御報告を申し上げます。

11月16日（水）、eMAFF地図、農地情報ひもづけ関係説明会がウェブにて開催され、事務局が参加いたしました。

11月17日（木）、東京都農業会議の第2回臨時総会及び第2回事業推進協議会がエミシア東京立川で開催をされまして、会長と事務局が参加をいたしました。

11月18日（金）、女性農業委員等研修会がJAむさし国分寺支店で開催をされまして、横幕委員と農地利用最適化推進委員が参加をいたしました。

委員会といたしましては、11月15日（火）、総会に向け

ました現地調査、本日、25日（金）午後3時から農業委員会総会、終了後、全員協議会を開催する予定でございます。

明日以降でございます。

11月28日（月）、農業者年金制度推進研究会がJA東京南新宿ビルで開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

12月1日（木）、全国農業委員会会長代表者集会在銀座ブロッサム中央会館で開催をされまして、会長が参加予定となっております。

12月15日（木）、地区別農業委員会職員検討会が国分寺市Cocobunjiプラザで開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

委員会といたしましては、12月6日（火）もしくは7日（水）、第3回農地パトロールを、12月16日（金）、総会に向けました現地調査、23日（金）午後3時より第12回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しております。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定によります届出2件について御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は砂川町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は1,006㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は242㎡。転用目的は駐車場用地でございます。なお、こちらの農地は筆の一部、71.91㎡を転用予定とのことでございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければ幸いです。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第7号の規

定による届出1件につきまして御報告を申し上げます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町8丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は2,642㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照いただければ幸いです。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 相続税納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。

議案第1号、特例適用申請農地は柴崎町5丁目の1筆になります。

農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を11月15日、会長、中丸委員、高杉委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。略図1は、柴崎福社会館の西側で、多摩川の北側に広がる農地です。ネギや里芋などが植え付けられておりました。きちんと耕うんされており、境界も確認できました。北西側の四角い部分、白抜きになっている部分につきましては、基礎が打たれた倉庫があり、また、農地内には電柱の設置がされていたため、委員より納税猶予地から外すべきではないかとの指摘がありました。後日、申請者が証明願の修正

に来られました。資料は修正後の数値となっております。また、この農地の南側は水道管が埋設された道路が通っており、先日、水道局の工事があったのですが、農地の一部に誤って舗装された箇所がありました。所有者から施工業者へ復旧工事をするよう依頼し、11月19日に工事を行う予定との連絡が入っております。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を中丸委員、高杉委員、鈴木和昌委員、横幕委員、鈴木会長の順でお願いします。

では初めに、中丸委員、お願いします。

13番 こちらの方は、きれいに耕うんしてあって、作物もしっかり肥培管理されておりました。先ほど説明があった資材小屋と電柱の件、そして舗装の件を除けば、ほぼ問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉委員、お願いします。

12番 今、中丸委員に全部言ってもらっちゃったんですが、同じくです。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

17番 先ほど次長のお話のとおり、中丸委員、高杉委員と同様で、問題はないのかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

11番 同じく問題ないと思います。ただ、水道工事が、大変な工事会社があったものだという印象が、消費者としてはまず最初に来たんですけれども、農地と関係ないところでそういう被害が出たというのは非常に困るなと思いました。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから現地確認をしました報告をさせていただきます。

今、各委員さんから報告があったとおりでございます。特に、水道の工事の関係が非常にひどくて、農地の部分も入って舗装がされていたということで、これは問題だということで、早速もう工事業者のほうに言って、すぐその部分を直すようになっております。

あと、一部外したのは、基礎は打ってはいないんですけれども、やはり少し、これだと物置に該当するんじゃないかなということで、当日、委員さんから相談して、これはちょっとまずいねということで、この部分は外してもらえませんかということ、ちょうど税理士さんがいらっしゃったので、その辺もちょっと話して、こういう形で物置の資材とかを置いてある部分を外してもらいました。

あと、電柱についても、やはり電柱というのは、動かすことによって、まずなかなか不可能な問題だと思います。なので、こういういい機会なので、その部分だけでも今回外してもらえないでしょうかということで、税理士さんを通じて話をして、今回、その2か所を外していただきました。

あとは、肥培管理については何の問題もございませんでした。以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件に何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございました。また、先日は現地に立ち会っていただきまして、ありがとうございました。

申請人の方には相続税の猶予制度について十分御理解していただいていると思いますが、本総会において改めてその旨を意思確認をさせていただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと思います。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思いますので、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは、初めに鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 こんにちは。お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、納税猶予制度のあらましと、確認事項2点をお話しさせていただきますので、お答えいただきたいと思います。

まず、相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 先ほどの、まず1点目なんですけれども、母は高齢である

ので、以前からずっと畑のほうはやっていて、そういった意思はずっとあると思います。

2点目のこととかぶってしまうんですけども、本日来ているのも、私が長男で、こちらは妻なんですけれども、後継者にあってはこの2人が中心になって、今、農作物を作ったりしているので、そちらのほうは2点とも問題ないかと思います。

17番 ありがとうございます。

皆さん、特にお母様は健康のほうもお気をつけていただいて、これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 今日は、お忙しい中、時間をつくっていただき、ありがとうございます。

先ほどの質問とちょっと重なるような感じもありますが、質問させていただきます。

相続税納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 まず、農地に関わってくるのは母親なんですけど、先ほども

お話ししたように高齢なので、中心になってやっていくのは私たちになっていくのかなというのが1点あります。それと、都市でこういった農業を続けていくのは、特例を受けさせていただかないとなかなかやっていけないことなので、そのことには大変感謝しております。

母親のほうがというか、私の代になってからになってしまうと思うんですけども、もし私の代になって、私のほうで存続できないというようなことがあるのであれば、無断で貸出しするとか、そういったことは行わず、農業委員会さんのほうに必ず申請して、御相談して、どのように農地を管理していくかというのを行っていきたいと思っています。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。また、仕事の合間にやられるんだらうと思うので、体には十分気をつけてやってください。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思えます。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人をお願いをしたいことがありますので。

ただいま両部会長から、いろいろと御質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

納税猶予制度というものは国の制度というのは、もう当然御存じだと思います。3年に1回、税務署から届出をしなくてはいけないんですね。その用紙が送られてきます。その前に農業委員会で現地を調査にまた伺います。なので、そのときに肥培

管理ができていのかどうか、そういったこともまた調査をして、それでまた総会にかけて、それで問題なければ証明書を発行して、その証明書を税務署に提出というようになりますので、また3年ごとということ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変申し訳ないんですけれども、本日、今日、両部会長からいろいろ質問があつた内容の封筒をお渡しするはずだったんですけれども、準備が今できていないということなので、また証明書を事務局に取りに来たときに、今日言つた内容の封筒をお渡ししますので、その封筒をまた御家族でもう一度、再度見ていただいて、御理解いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、一応これで質問等は終わりになりますので、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

申請人 よろしくお願ひします。

申請人 よろしくお願ひいたします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願ひします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題に呈します。なお、通常、申請者に出席いただき、経営方針など意思確認を行うことですが、この農地は9月に貸借の申請があり、既に採決済みですので、省略をさせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

次長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第2号、今回許可を受けようとする農地は西砂町4丁目

の1筆になります。

農地の譲渡人及び譲受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を11月15日、会長、岡部委員、横幕委員、事務局で行いましたので、御報告いたします。

略図1を御覧ください。こちらの農地は西砂町4丁目の市街化調整区域内にあり、リサイクルセンターの東に広がる農地です。令和4年9月の総会において貸借の許可をされた農地と同じ箇所になります。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、贈与により所有権の移転を行いたいという内容でございます。農地の権利移転・設定については、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列挙されております。全部効率利用要件や農作業常時従事要件などございますが、先日の総会において御協議いただいた貸借の案件の際に、既にその内容については確認し、御審議済みでございます。その際、要件を全て満たすことを確認しておりますので、このたびはその点を省略させていただきます。

今後も贈与による所有権移転を行い、全てを譲渡人へ移転する予定とのことで伺っております。

議案第2号の説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員さんから補足説明をお願いします。初めに岡部委員、次に横幕委員の順でお願いします。

では初めに、岡部委員、お願いします。

9番 こちらの畑なんですけれども、既にタマネギなんか栽培が進められておりました、また、近隣の酪農の方から堆肥などを運んでおりました、畑のほうは栽培意欲が見られました。2か月前にも問題提起があったんですけれども、桑の大木がありまして、それに小屋が併設されているような状況で、そちらが非常にいろんなものが持ち込まれておりました、そこを改善してくれというのが2か月前の話だったんですけれども、今回伺

ったときも桑の大木は枝がかなり落とされて、まだ下に置いてあったんですけれども、その他いろんな、農業に使う資材のみならず、まだちょっと要らないんじゃないかなというようなものも見受けられましたので、早急にというわけではなく、今回の贈与も3回に分けて行う予定でいるそうなので、次回の贈与までに、農業で使える資材と、そうでないものはしっかりと処分をしてもらってということで、経過観察という形を取らせてくれということで、一応調査を今回は終わりました。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、委員さんがおっしゃったとおりです。桑の大木は3分の1ほどに刈り込まれておりましたし、処分できるものについては処分したというお話でしたが、とにかく大量のごみなので、今後これをどう処分していくかについては、委員さんも産廃業者の紹介だとか、リサイクルセンターの持込みだとか、いろんなことをアドバイスしておられたので、徐々に片づいていくのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。

この方は、前回よりは大分きれいにはなっているんですけれども、まだ必要なもの、必要ではないものが交ざって置いてある状態なので、先ほど岡部委員が話したように、あと数回に分けて贈与という形を取られる予定ということでございますので、次、もしまた贈与の申請があった場合は、このような形だと、なかなか許可できないですよというような、ちょっと強めに話をさせてもらいましたので、岡部委員が言ったように、経過観察ということで、したらいいのではないかと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 質問がないので、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。ありがとうございます。

続きまして、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、11件を議題に呈します。

今回は件数が多かったため、前半7件を金子委員、後半4件を私が担当いたします。進行を分けて行わせていただきます。

なお、第3号の案件のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の際、一旦退室をお願いいたします。

それでは、金子委員、お願いいたします。

職務代理 それでは、議案第3号の1について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明をいたします。

現地調査を11月15日、申請者、金子職務代理、清水茂男委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

議案第3号の1、特例農地は砂川町2丁目の2筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、砂川三番の南、五日市街道と国営公園北通りの間に広がる農地で、大根やブロッコリー、ピーマンなどの露地野菜やハウスでのハウレンソウなどのほか、キウイ、ブルーベリーなどの果樹類など多品種を栽培されておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。中心部の農道には倉庫がありましたが、水路上であり、特例農地外とのことでした。

議案第3号の1についての説明は以上でございます。

職務代理 ありがとうございます。

それでは、確認をされた委員から補足説明をお願いします。

補足説明は14番の清水茂男委員から、よろしく申し上げます。

14番 こちらの略図1のほうを御覧になってください。先ほど事務局の報告のとおり、畑には大根、ハクサイ、ネギなどが植えられていて、ハウスも何棟かありましたが、その中にはハウレンソウ、コマツナなどが植えられていました。作物が全体的に空きがないほど大変よく植えられていて、肥培管理も良好でした。ここで生産された野菜は全て、この畑の南のところ、道路沿いのところにお店を出して露地で売っているということでした。大変よく管理されている畑で、問題ないと思います。

以上です。

職務代理 ありがとうございます。

私も一緒に回らせていただいたんだけれども、非常に整理整頓されていて、畑もよく作ってあるし、品物もよくできていたと思います。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等ございましたらお願いいたします。質問はありませんか。

……質疑なしの声

職務代理 それでは、御質問等がないものと認め、採決に移ります。議案第3号の1について、証明することに賛成する委員の方は挙手を願います。

……全員挙手

職務代理 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、第3号議案の続きにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、続いて、議案第3号の2、特例農地は幸町5丁目の1筆になります。略図2を御覧ください。略図2は、幸小学校の南、自宅裏に広がる農地です。一部自家消費用の露地野菜とサルスベリなどの植木を生産しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第3号の3、特例農地は柏町3丁目の1筆と4丁目の1筆になります。略図3-1を御覧ください。略図3-

1 は、柏保育園の東、五日市街道の北の自宅裏に広がる農地です。自家消費でナスやピーマン、ジャガイモなどを栽培しておりました。全体的には肥培管理もされており、境界も確認できましたが、野菜の残滓などが積まれており、穴を掘って埋めるよう委員の指導がございました。略図 3 - 2 を御覧ください。略図 3 - 2 は、日大二高グラウンドの東、平成新道の北側に広がる農地で、ニンジンやネギ、大根、ホウレンソウなどの露地野菜を栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第 3 号の 4、特例農地は砂川町 1 丁目の 3 筆と砂川町 6 丁目の 1 筆、柏町 4 丁目の 1 筆になります。略図 4 - 1 を御覧ください。略図 4 - 1 は、砂川五番の南西、五日市街道の南で自宅裏に広がる農地です。梨を中心に果樹栽培を行っており、肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図 4 - 2 を御覧ください。略図 4 - 2 は、日大二高グラウンドの北、玉川上水の南に広がる農地で、ハクサイや里芋、ブロッコリーなどを栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図 4 - 3 を御覧ください。略図 4 - 3 は、立川砂川浄水所の西、西武拝島線の南に広がる農地で、ギンナンや栗を栽培しておりました。一部レモンを試験栽培しており、冬場も枯れることなく育っており、今後増やすか検討しているとのことでした。土が盛り上がってあったので確認したところ、ウド穴用の土とのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第 3 号の 5、特例農地は砂川町 4 丁目の 3 筆になります。略図 5 を御覧ください。略図 5 は、砂川三番の北、金比羅橋の東に広がる農地で、ナスや里芋、ネギなどの露地野菜のほか、梅を栽培しておりました。梅が伸び過ぎており、剪定するよう委員の指導がございましたが、全体的に肥培管理はされており、境界も確認できました。

続いて、議案第 3 号の 6、特例農地は砂川町 2 丁目の 2 筆と砂川町 3 丁目の 2 筆、砂川町 8 丁目の 5 筆になります。略図 6

ー 1 を御覧ください。略図 6 - 1 は、砂川三番の北側、西武拝島線の北側に広がる農地で、カリフラワーやモロヘイヤ、ホウレンソウなどを栽培しておりました。農地の南西、北西の一部は看板用地として納税猶予地から外してございます。野菜の残渣がやや目立ち、空き缶なども残っておりました。モロヘイヤは時期が過ぎており、葉もない状態でしたので、今後刈り取るなど管理するよう委員から指導がございました。また、圃場内にトラクターがパンクした状態であったり、新規の耕運機が置いたままとなっていたため、それぞれ修理することや、防犯上からきちんと保管するよう委員から指導がございました。全体としては肥培管理もされており、境界も確認できました。略図 6 - 2 を御覧ください。略図 6 - 2 は、金比羅橋の北西に広がる農地で、今年度の第 1 回農地パトロールの対象農地でございます。写真及び地区委員による確認をお願いした農地です。ハウスでのコマツナやホウレンソウ、ピーマンなどを栽培しておりました。一部のハウスは、あまり管理が十分とは言えない状態で、改めて委員より指導がございました。6 月時点で経過観察とされておりましたので、今後も確認が必要と思われれます。境界は確認できました。略図 6 - 3 を御覧ください。略図 6 - 3 は、砂川三番の南、五日市街道と国営公園北通りの間に広がる農地で、ここも道路の北側農地がパトロールの対象で、経過観察とされた場所です。北側農地は一部にカリンの木が植えてあるほかは耕うんのみでしたが、前回のパトロール時は雑草や小石が目立っておりましたので、指導により肥培管理状況が改善されたものと思われれます。南側農地はパトロール対象外でしたが、春に大根を栽培して以降、何も作られていないとのことで、委員より管理をするよう指導がございました。境界は確認できました。

続いて、議案第 3 号の 7、特例農地は一番町 1 丁目の 3 筆になります。略図 7 を御覧ください。略図 7 は、天王橋の南方、昭島市境で自宅裏に広がる農地で、梨やミカンなどの果樹栽培のほか、サツキなどの植木を生産されておりました。レモンも

栽培しておりましたが、冬場の寒さの影響か、1本以外全部枯れてしまったとのこと。また、納税猶予地からは外れておりましたが、隣接した農地に資材がはみ出そうに置いてある場所がございましたので、整理するよう指導がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

職務代理 ありがとうございます。

議案第3号の2から7について、確認を担当された委員から補足の説明をよろしくお願ひします。補足説明、2番は私、3番を清水清史委員、4番を田中委員、5番、6番を内野委員、7番を島田委員にお願いしたいと思ひます。

それでは、2番の説明からいきます。

この2番目のあれは、境界線もしっかりしていて、先ほど次長が説明したとおり、一部自家野菜を栽培していますが、あと、サルスベリ等の植木を植えてあって、境界線は十分に確認できたので大丈夫だと思ひます。

以上です。

次に、3番、清水清史委員、お願ひします。

5番 この方の畑ですけれども、2か所に分かれていまして、2か所とも境界石は確認してあります。栽培をしているのは自家消費用の野菜と果樹、あとは一部、植木は植えてあります。

3-1の母屋のすぐ裏のところに野菜のくずとか残滓、あと植木鉢が猶予の敷地内にありましたので、処理をするように依頼してあります。

以上です。

職務代理 続きまして、4番を田中委員、よろしくお願ひします。

10番 当日は申請人の長男が立ち会っていただきまして、畑を確認いたしました。

4-1の畑につきましては、果樹、梨、リンゴ、柿等が植わっておりまして、肥培管理はよさそうなんですけれども、ハクビシンとかアライグマが一部入ったことを聞いておりまして、結構ここは害があるということでした。また、10月の下旬でしたかね。リンゴがもがれていて、多分それは人が取ったんじ

やないかというようなことを聞いておりました。

以上です。

4-2につきましては、この圃場は結構広大な畑なんですけれども、ハクサイとか里芋、ブロッコリー等が植えられておりまして、きれいな圃場でありました。

もう1点、4-3の圃場につきましては、ここは西武線のふちのところで、ギンナンが植わっておりまして、枝のほうも結構上のほうを切っておりまして、肥培管理はよさそうと思っております。異常はありませんと思います。

以上です。

職務代理 ありがとうございます。

5番を内野委員、6番も続けてお願いします。

8番 5番の方なんですけれども、一応野菜のほうは畑売りというところで、あと自家消費ですね。先ほど説明があったと思うんですけれども、梅の木がちょっと伸びていたの、そちらのほうは剪定をお願いしておきました。境界石も確認でき、特に問題ありませんでした。

6番の方なんですけれども、この方がちょっとあれなんですよね。6-1なんですけれども、先ほど事務方が説明があったように、とにかく片づけてくださいという感じなんですけれども、道路側に去年のモロヘイヤの枯れたのが山積みになっていて、それも何回もお願いしているんですけれども、全然やってくれないような感じで。あと、ごみ、空き缶ですとか、ハウスのビニールの山積みが見えましたので、改めてお願いしました。

6-2なんですけれども、草とかは一応は生えていないんですけれども、資材の散乱、あと、ハウスのビニールが破けたのがそのまま、あとは、自分の飲んだ空き缶があちこちにあったり、あとは、ハウスの中も何か、片づけてくださいという感じだったので、そちらのほうも一応きちんとやるように、お願いはしておきました。

6-3なんですけれども、北側のほうは一応ちゃんと草も処分されていて、耕うんされていました。南のほうなんですけれ

ども、去年の大根の作付以外は何も作付されていないんですけれども、これは今年、道路側にイチヨウの木がありまして、それを業者さんに伐採してもらうために作付はできないんだとは言っていたんですけれども、もう終わったので、そろそろきれいにしてもらいたいんですけれども、そちらのほうも言っておきました。

ただ、この方は多分、言ってもやってくれるかという話なんですよね。何回もお願いしているんですけれども。6-2も、6月に1回行ったときよりは、一応空き缶とかはなくなっているような感じなんですけれども、また行ったら、15日に行ったら、またすごくなっていたので、引き続き経過観察ということで、もし駄目な場合は、また農地パトロールか何かに入れてもらえばいいと思います。

以上です。

職務代理 続きますして、7番を島田委員、お願いします。

16番 この方のところは略図7ですね。昭島境の、家を囲むような農地です。果樹を、梨、ミカン、そして先ほども言われましたけれども、レモンはほとんどが枯れちゃったということです。続きますして、ほかは植木が植えてありまして、これは東京都の委託ということです。農地の管理に関しましては良好であると思います。ただ、一部に今、資材が置いてあったということで、片づけるようにということで、境界も全て確認できましたので問題はないかと思えます。

以上です。

職務代理 ありがとうございます。

では、私のほうからちょっとあれですけれども、3番の委員が説明してくださった略図3-1ですけれども、多分これはごみを捨てる穴を掘っていて、上に出てきちゃったので、これを一回埋め込んで、別の穴を掘ってまとめてくださいという、残滓ですね。野菜の残滓ですから、それをお願いして、あとはポットがちょっと一部あったのかなど。3-2のほうは、きれいな作付ができていたと思います。

4番、4-1の略図で、これは当日、委員さんに頼んだんですけれども、南の一部の石が見つからなかったので確認してくださいということをお願いであります。ほかは境界もちゃんとできていますし、2年目になる根圏栽培も順調にできて、いい梨ができていたということでした。あとは線路際のレモンもありましたけれども。

問題は5番ですか。これは6番だよ。5番は問題がなかったんですね。6番の、この問題は多分、先ほど内野委員からありましたけれども、農地パトロールが必要といえれば必要ですし、とりあえず6-1のところは、先ほど次長から説明があったように、まだまだ片づいていない。まだ今年の作ですから、これから片づけるというのはあるんですけれども、ビニールがあって、その上に支柱が積んであったりして、これは支柱は使うにしても、ビニールは片づけていただきたいかったし、一番ひどいというのは、6-2も、これはハウスがあって、いろいろなものをやっていますけれども、苗床で使っているハウスがばらばらで、あそこに物置もあったんだよね。端っこのほうに少しね。あれは道具がしまっていると言うから、それは駄目ですよという話をして、何しろ汚かったです。

あと、6-3のところ。これはやっぱり南と北で、先ほど大根の残滓と言いましたけれども、昨年作った大根のビニール等が残ってしまっていて、全然片づけていないかなって。仕事、体がちょっとと言うので何とも言えないんですけれども、一部、北側のほうは境界線も確認できませんでしたけれども、多分経過観察というか、一回これはやっぱり行かなきゃいけないかなとは思っていますし、元農業委員だから多分、言われちゃうと思うので、皆さんで行かないと言えないと思うので、またそのときはよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ここで進行を再び、1番、鈴木会長に替わらせていただきたい。なお、質疑応答は後半の方と一緒に併せてやらせていただきます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

 それでは、私のほうが8から11までさせていただきます。

 8から11までについて事務局から説明をお願いいたします。

次長 では、引き続き議案第3号の8、特例農地は一番町6丁目の3筆と西砂町6丁目の4筆になります。略図8-1を御覧ください。略図8-1は、松中団地とエステート一番町住宅の間に広がる農地で、ハクサイやネギ、ブロッコリーなどが栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図8-2を御覧ください。略図8-2は、西部連絡所の東、自宅裏に広がる農地で、里芋などが栽培されておりました。野菜類は庭先で販売しているとのこと。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

 続いて、議案第3号の9、特例農地は西砂町6丁目の3筆になります。略図9-1を御覧ください。略図9-1は、西部連絡所の北、自宅裏に広がる農地で、大根やネギが栽培されておりました。野菜類は自動販売機で販売しているとのこと。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図9-2を御覧ください。略図9-2は、立川第七中学校の東、多摩信用金庫のグラウンドの東側に広がる農地で、今後の栽培のために耕うんがされた状態となっておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

 続いて、議案第3号の10、特例農地は西砂町6丁目の1筆になります。略図10を御覧ください。略図10は、西部連絡所の西、自宅裏に広がる農地で、ネギやニンジンなどがきれいに栽培されており、庭先販売をしているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

 議案第3号の11、特例農地は柴崎町5丁目の10筆になります。略図11を御覧ください。略図11は、柴崎福社会館の西、多摩川の北側に広がる農地で、トマトやナスなどを栽培されておりました。肥培管理は良好でしたが、適格者証明の方と同様に、農地に隣接する水道工事の際に境界石を抜かれた、境界のフェンスが一部破損したなど問題がありましたので、施工

業者に復旧工事の依頼をするようお伝えしました。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第3号の8から11まで、担当された委員から補足説明をお願いします。補足説明を、8番を嶋田貞芳委員、横幕委員、9番と10番を粕谷委員と横幕委員、11番を高杉委員と横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず8番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 この方の農地ですけれども、非常によく管理されてきました。8-1のほうですけれども、こちらのほうには、サツマイモ、里芋等が栽培されておりました。境界のほうも全て確認できて問題はありません。8-2のほうの略図ですけれども、これの自宅寄りの南側なんですけれども、一部斜めになっているところがあると思うんですけれども、そこの頂点のところの石が埋まっちゃっていて、ちょっと確認できなかったんですけれども、引き続き掘り起こしておいてもらって、確認できるようにお願いをしています。作物については庭先販売で全て販売しているということでした。非常によく管理されておりまして、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 同じく、大変きれいに管理されていて問題はないと思います。作物もとても元気に育っていました。ただ、直売所の件ですけれども、固定式のものではなくて移動できる形にしてあるから大丈夫だというお話でしたが、1点、固定した直売所になると、それは触れて認定できないという、そういうことを御存じなかったようで、いつからそういうふうになったんですかという質問がされました。法令はできたときに、もう既にそこから決まっているんだけれども、申請するときは御当人は、きちっと理解した上で申請されても、家族まではなかなか理解できていないのかなという思いをしました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9番から10番ですね。粕谷委員、お願いします。

3番 9番のほうですが、この方は農業専門ではなくて、御商売をされていまして、本人と兄弟及び家族で畑のほうをやっております。

まず、9-1ですが、自宅の北側になります。境界は全て確認できましたし、先ほど事務局からお話があったとおり、冬野菜などきれいに作ってあり、畑も雑草はほとんど見られないような、きれいな畑でした。

9-2ですが、ここは先ほどお話があったとおり、きれいに耕うんされてあったんですが、何か秋に作付をする予定だったのが、取付道路の工事に入れなかったということで、春に向けて耕うんされてありました。これも全て境界は確認できました。問題ないと思います。

続いて、10ですね。この方はかなり御高齢の方で、畑のほうはメインにやっているのは、息子さんがお休みの日に一生懸命やっているそうです。作付というより、作物につきましては、冬野菜一般に植えたり、畑も非常に雑草が目立たないぐらい、これの東側にも畑を持っていらっしゃるんですが、そちらは生産緑地ということになっていました。広い畑をお持ちなんですが、雑草もほとんど見当たらないような状態で、非常にきれいに管理されておりました。境界も全て確認できました。問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、11番、高杉委員、お願いします。

12番 この方は3筆ございまして、北側の畑では果樹が、それから、左側の細長い畑ではネギをやっていまして、あと、右側の畑のほうではトマト、ナス、ブロッコリーなどが肥培管理良好でやっていました。境界ぐいについては全て確認しましたが、先ほど事務局の方が言っていたんですが、水道工事でくいを抜か

れたり、フェンスが一部破損されたりと、工事業者はちょっとひどいなと思いました。

以上です。

議長 続きますして、横幕委員、お願いします。

11番 11に関しては、今、高杉委員がおっしゃったとおりです。水道工事の業者のミス以外は問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

私のほうから、先ほど横幕委員から8-2のところの直売所ということで、こちらは移動式だったのでよかったんですけども、これがしっかりしたものだとして、猶予を受ける場合は撤去してもらわないといけないという決まりがありまして、移動ができるので問題ないということでございましたので、こちらについても問題なかったと思います。

あとは、11番の方は、これも先ほどと同じですね。やはり道路の水道工事をして、勝手に境界の石まで抜かれちゃったという状態で、かなりひどい業者だったということで、こちらのほうを早急に直していただくことになっております。ということで、全体的に何も問題はないということでございます。

以上でございます。

それでは、ただいま1から11まで説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

2番 それでは、ちょっと質問というか、質問ではないというか、先ほどの6番目のところの件なんですけれども、内野委員が困っているんで、次に組み込んでいただきたいというのが1つありまして、あまりにも、自分たちも先輩だし、いろいろ知っていますし、言うことは言ってきましたけれども、体調が悪いと言われちゃうと、あと何も言えないし、地元の委員だけでちょっと厳しいのかなと。自分が回ったところで、そこが一番ひどかったかなという、1軒。

議長 ただいま金子委員からお話がありました、この6番の方ですね。先ほども地元の内野委員からもお話がありましたように、このままというわけにもなかなかいかないと思います。前回農

地パトロールも行ったと思います。なので、12月にもう一度パトロールがありますので、そこで再度組み込んでいただくというのも……。

2番 議長 パトロールしても、いないしね。本人はね。
それで、それについてまた12月の総会で、文書指導にするとか、直接行って指導するとか、そういうのも、そのときに決めたらいかがかなと思うんですけども。

なので、あとはこの証明については、皆さんがどうするかというのが問題だと思うんですね。経過観察、パトロールを見るまで、次の翌月に1か月延ばすかというところが、ちょっとその辺どうしようかというところがあるんですけども、その辺が、ちょっと私も現地は見えていない。

ただ、この方は一生懸命仕事をやっていることは間違いないんですよ。ちょっとやり過ぎて手が回らないというのが現状というのも、そうなんです。なので、もうよくやっているということは、もう十分皆さんも承知はしているかと思うんですけども、ただ、今言ったように、地元の農業委員さんだけでお願いしても、なかなか改善ができていないということもあるので、とりあえずはパトロールを入れて。

あとは、今回の証明書の発行をどうしようかということで、ほかの方にちょっと聞いてみましょう。

では、粕谷委員、お願いします。

3番 現状を見ていないので、私も何とも言えないんですが、皆さんの話を聞くと、とりあえず手の届く範囲のところは、かなりきっちりやっておられるようなお話なので、今回はとりあえず承認、認めておいた上で、今回農地パトロールに組み込めるかどうかは、多分予定を組んじゃっているのだから分らないんですけども、農地パトロール等で見て、また皆さんにその次の判断をしていただくのが賢明かなと思います。

以上です。

議長 では、鈴木委員。

17番 私のほうも、現地は見えていないので何とも言えないんです

が、ただ、毎朝会っていますので。

もう仕事は、ばりばりやっているんですが、お1人で多分やられていると思うんですね。手が回らなくなっている部分もありますので、ちょっといろいろ整備されるように、お話もしたほうがいいのかなどというのもありますので、一度見ていただければと思います。

議長 よろしいですか。

ということで、パトロールに組み込んでいただいて、どのような判断をするかというのは次の総会で決めて、今回は証明書を発行するかどうかというのを、皆さんの判断でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、皆さんで御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号の2から11まで、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手ということで、証明することに決めます。

続きまして、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御報告をいたします。

土地の表示は一番町1丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。申請面積は合わせて535㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第4号について、調査を担当された委員から補足説明を

お願いいたします。補足説明を島田加美委員、お願いします。

16番 この方のところは、今、次長が言われましたように死亡ということですか。この方のお住まいが小金井市ということで、植木の生産を今までしております。管理につきましても、手入れ等も設けてありますし、問題はなく、主たる従事者の証明に特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他、何かございますか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了いたします。

次回の農業委員会は12月23日金曜日、午後3時から、101会議室でございます。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時16分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員